

アメリカ法

I . 英米法概観

丸山 英二

1. 英米法・英米法系

(1) 英米法・英米法系とは

◆法系 (Legal System) — 共通の特徴によってまとめられた多数の法体系の総称

◆英米法・英米法系 (Anglo-American law; common law) — イギリス法, およびイギリス法を継受した国々の法 (その中でとくにアメリカ法) の総称

◆大陸法・大陸法系 (continental law; civil law) — ドイツ法, フランス法, スイス法などの総称 — ローマ法の 直接的, 間接的継受を共通の特徴とする。

◆他の法系

インド法系 — 英米法系に吸収される

中華法系 — 大陸法系に吸収される

イスラム法系

(2) 英米法系に属する地域

① 連合王国のうち England, Wales, Northern Ireland

◆ England (1066: William I (William the Conqueror) によるイングランド征服)

◆ Wales (1284にEngland国王Edward Iが征服し、属国とし、その息子(のちのEdward II)をその君主に据えた[Prince of Wales]。1536年に正式に併合される)

◆ Scotland (1603年にScotland王James 6世がEngland王James 1世として即位して以降、同じ王を戴くことになる。1707年に議会の法律によりEnglandと合併し、Great Britain という連合王国を形成した。)

◆ Northern Ireland (Ireland——1801年にGreat Britainと合併し、United Kingdomの一部となった。南Ireland——1922年Irish Free State(アイルランド自由国、自治領)となる。1937年に独立主権国家Eireとなり、1949年にはRepublic of Irelandとして、Commonwealthからも離脱。)



ikimedia Commons

(2) 英米法系に属する地域

② アメリカ合衆国 (Louisiana 州を除く)

◆ Louisiana (名称はフランス国王ルイ14世にちなむ) — フランスの植民地 (アレゲニ山脈以西の広大な地), 1763年スペイン領 (ミシシッピ以東はイギリス領になる), 1800年フランス領, 1803年アメリカに1500万ドルで売却。

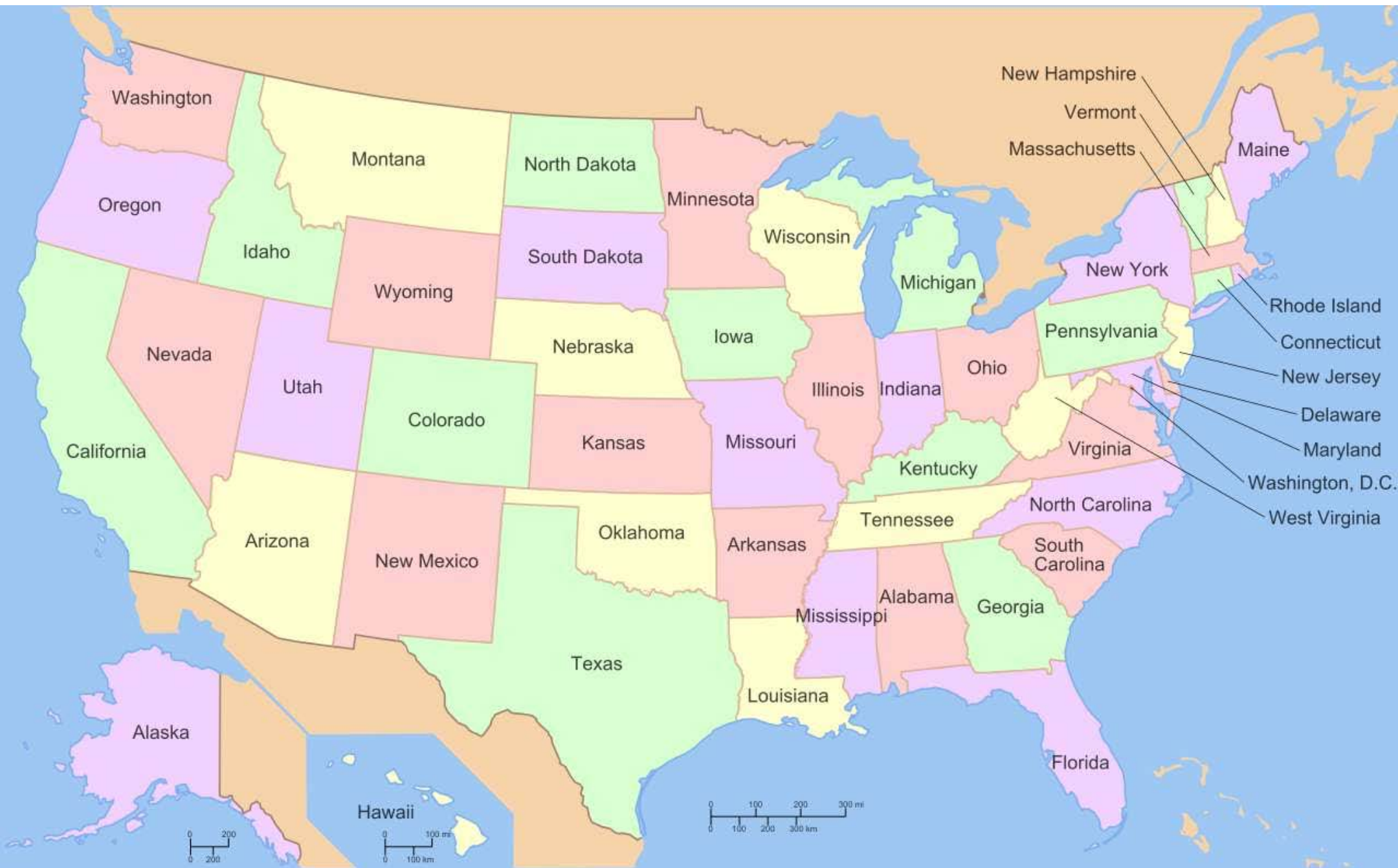
③ カナダ (Quebec 州を除く)

④ オーストラリア

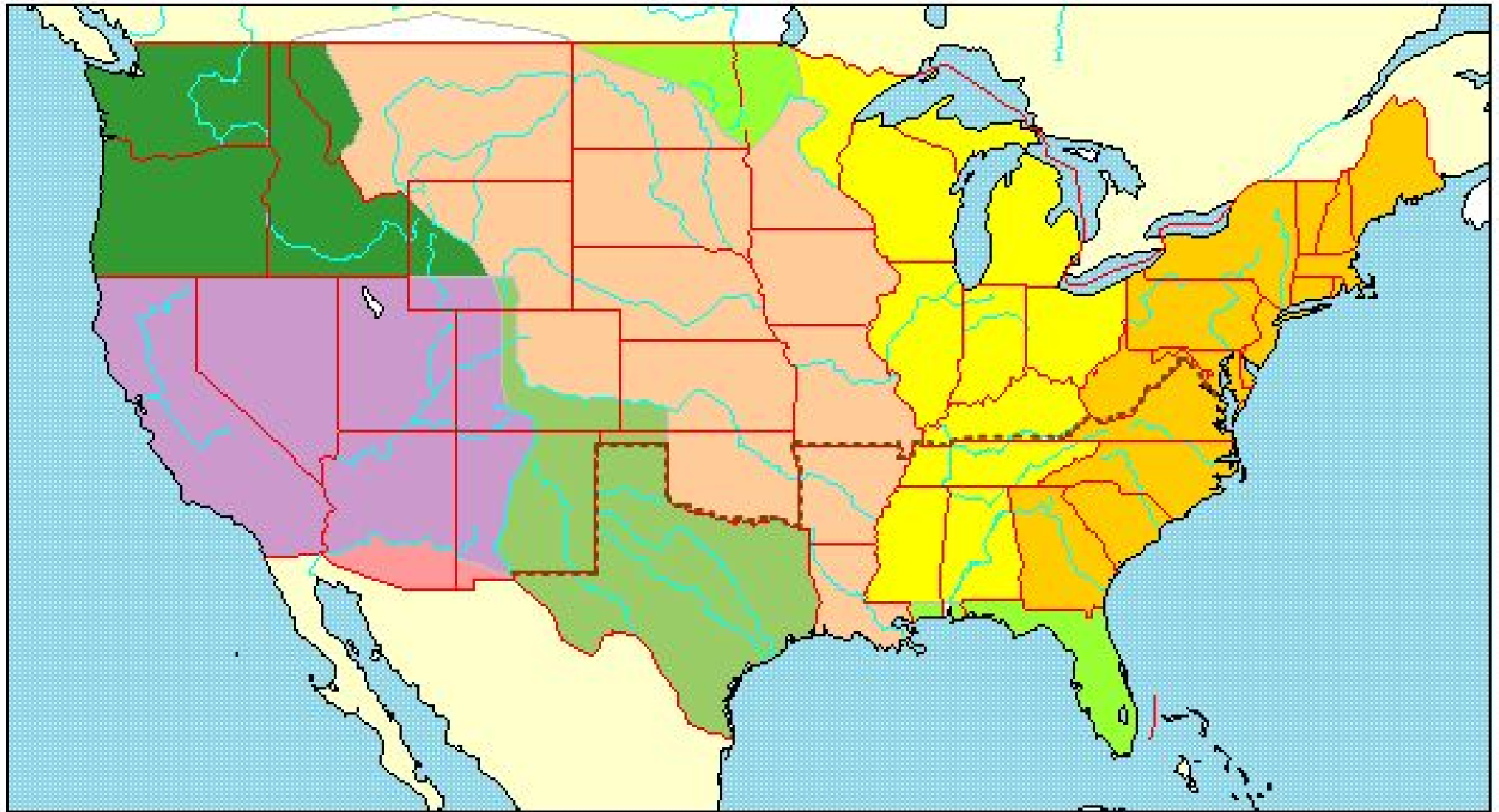
⑤ ニュー・ジーランド

⑥ インド

(上記の国々は, かつて大英帝国の領土であった国々であるが, そのような国であっても大陸法系に属するものもある (例: スリランカ, 南アフリカ共和国 — オランダ古法 (Roman-Dutch law) を基礎とする法; スコットランド). II 1(2)後掲参照)



アメリカの領土拡張@世界史の窓:アメリカ合衆国／USA



1776

1783

1803

1818

1819

1845

1846

1848

1853

(<https://www.y-history.net/appendix/wh1102-029.8.html>)



(3) 英米法と大陸法

- ◆両者の基本的相違点——ローマ法の影響の大小
- ◆ヨーロッパ大陸では、中世から近世にかけて神聖ローマ帝国のもとで実質的に分裂していたドイツを中心に、取引の必要から共通の法としてのローマ法の継受が進行した(← 統一的な法制度を形成できる強力な中央集権国家の欠如)。
- ◆神聖ローマ帝国(Holy Roman Empire, 962-1806)は、ローマ帝国の継続であり、そこでは、ローマ法が行われるべきであるという考えが一般的であった。
- ◆継受されたローマ法のもっとも重要な法源であるユスチニアヌス法典(6世紀に東ローマ帝国のユスチニアヌス大帝の命により編纂された)は16世紀後半以降Corpus Iuris Civilis(市民法大全——意識すると「ローマ法大全」)と呼ばれた。大陸法をcivil lawと呼称。

(3) 英米法と大陸法

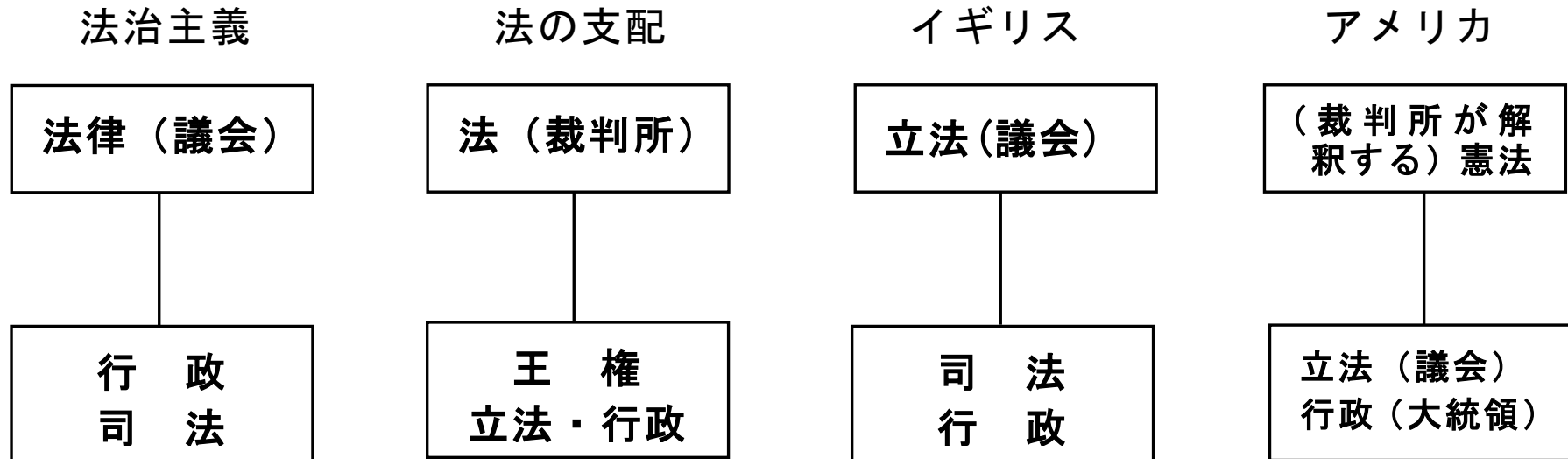
〔ローマ法を基礎とする法典編纂〕

- ◆フランスにおいては、1804年に民法典が(1807年にナポレオン法典と改称された)、1806年に民事訴訟法典が、1807年に商法典が、1808年に治罪法典が、1810年に刑法典が制定された。
- ◆ドイツにおいては、1896年にドイツ民法典が成立した。スイスでは、1881年にスイス債務法が成立した(民商法の統一——契約・会社・手形・小切手)。
- ◆19世紀以降のドイツにおける、精緻な概念構成による体系化。19世紀後半のパンデクテン法学によるローマ法の体系化と概念の定立の完成(Pandectae＝学説彙纂)。

⇒ 法典・法律を基礎とする制定法主義の確立

←→ ローマ法継受の必要性が小さかったイギリス法

法の支配←→法治国家

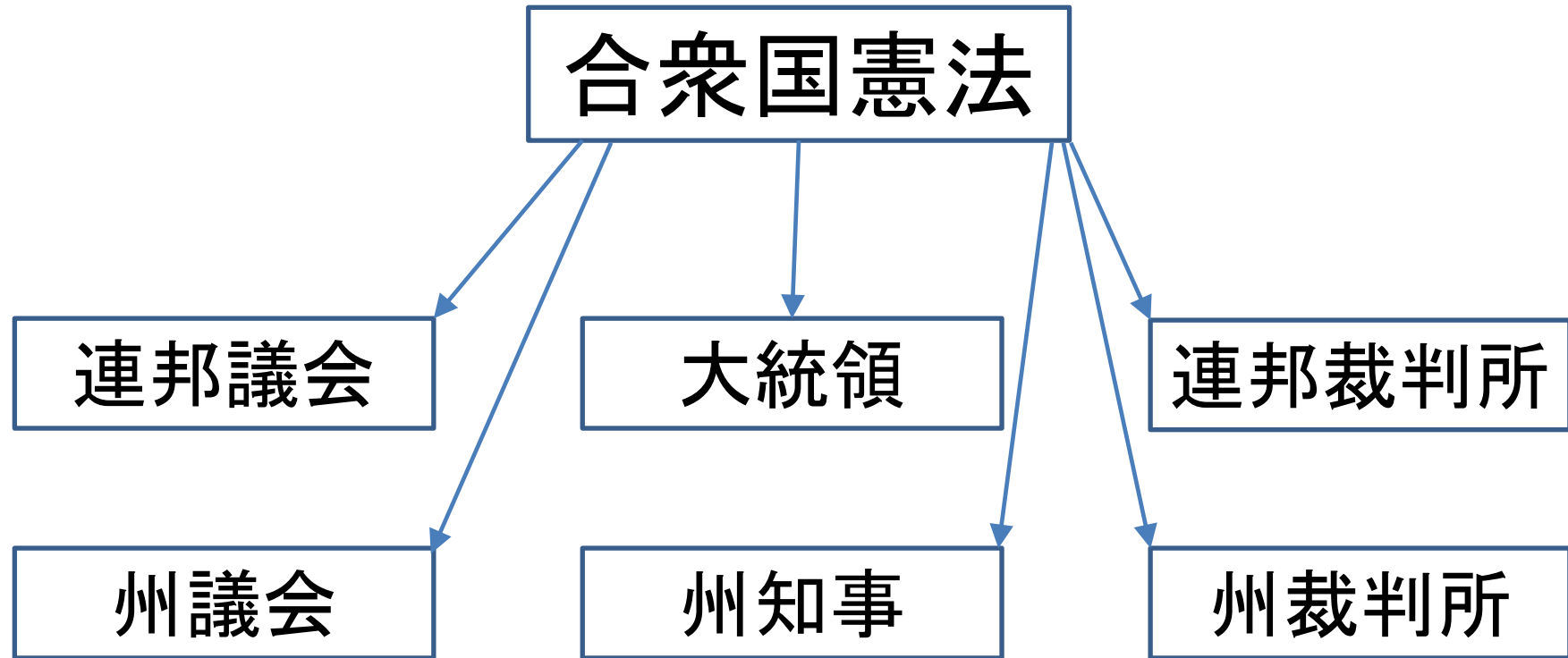


わが国の違憲立法審査権
・司法審査権(憲法81)

名誉革命と国会主権

1603	Elisabeth Iの死後James Iが即位（Scotlandと同じ国王）。王権神授説。
1625	Charles I 絶対王政を進める。
1642	ピューリタン革命：議会派と王党派が武力衝突，Cromwellの議会派勝利。
1648-49	Cromwell立憲君主制支持の長老派追放，急進的水平派を弾圧。
1649.1	Charles I 処刑1649.1⇒共和制へ。重商主義政策，航海法制定1651。
1653-58	Cromwell独裁～1658。その死後は長老派が王党派と妥協し政権奪取。
1660	Charles II 王政復古，カトリック擁護，専制政治を目指す～James II 1685-88。
1688	議会が国教会体制維持のためJames IIを追放，その娘Maryと夫Williamを迎えた。
1689	WilliamとMaryは議会の提示したDeclaration of Rightを承認し，即位宣誓法1688に基づいて議会制定法律に従った統治を約束，宣誓し即位（名誉革命）。 Declaration of Rightは国王の裁可を受け，法律として成立（Bill of Rights）。

合衆国における法の支配——司法審査制



- ◆法の平等保護(equal protection of the laws)の保障(U.S. Const. amend. XIV)
公立学校教育における法の平等保護とは？
黒人と白人の共学？ 黒人の学校と白人の学校の同等性？

2. 英米法ないしアメリカ法の特徴

(1) 歴史的連続性

◆英米法におけるゲルマン法の伝統の保持——e.g.,法の支配,陪審制

◆他の例として, Halsbury's Statutes of England and Wales の索引巻 (4th ed. Consolidated Index) にある制定法の年代順一覧表

冒頭に13世紀に制定された数個の法律が現行の効力を持つものとして挙げられており, その中にマグナ・カルタ(1297年)も見出すことができる。

Magna Carta ——封建的慣行の保持を定める保守的文書

——自由を保障する英国憲法史上の最重要文書

Lord Denning describing it as "the greatest constitutional document of all times – the foundation of the freedom of the individual against the arbitrary authority of the despot".

◆アメリカ——古来の制度の残存。E.g.,詐欺防止法(1677), 捺印証書の効力(12世紀～)。

(2) 判例法主義

(a) 判例法主義

判例法なしに成り立たない法制度

(b) 先例拘束性の原理 (doctrine of stare decisis; doctrine of precedent)

"stare decisis" — “to stand by things decided”

◆ 同じ事実関係の事件には同じ判断 — 裁判結果の予測, 法原則の認識, 法的安定性

◆ イギリスにおける先例の絶対的拘束力 (19世紀中期～1966) (London Street Tramways Co. v. London County Council, [1898] A.C. 375 — 教科書4頁↑6行目)

◆ The Practice Statement by the Lord Chancellor (Lord Gardiner) and the Lords of Appeal in Ordinary on July 26, 1996 — 必要な場合に貴族院の判例の変更を認める。

◆ ratio decidendi についてののみ先例拘束性の原理は適用される。

Text of the Practice Statement (1966)

Their Lordships regard the use of precedent as an indispensable foundation upon which to decide what is the law and its application to individual cases. It provides at least some degree of certainty upon which individuals can rely in the conduct of their affairs, as well as a basis for orderly development of legal rules.

Their Lordships nevertheless recognise that too rigid adherence to precedent may lead to injustice in a particular case and also unduly restrict the proper development of the law. They propose therefore, to modify their present practice and, while treating former decisions of this house as normally binding, to depart from a previous decision when it appears right to do so.

In this connection they will bear in mind the danger of disturbing retrospectively the basis on which contracts, settlement of property, and fiscal arrangements have been entered into and also the especial need for certainty as to the criminal law.

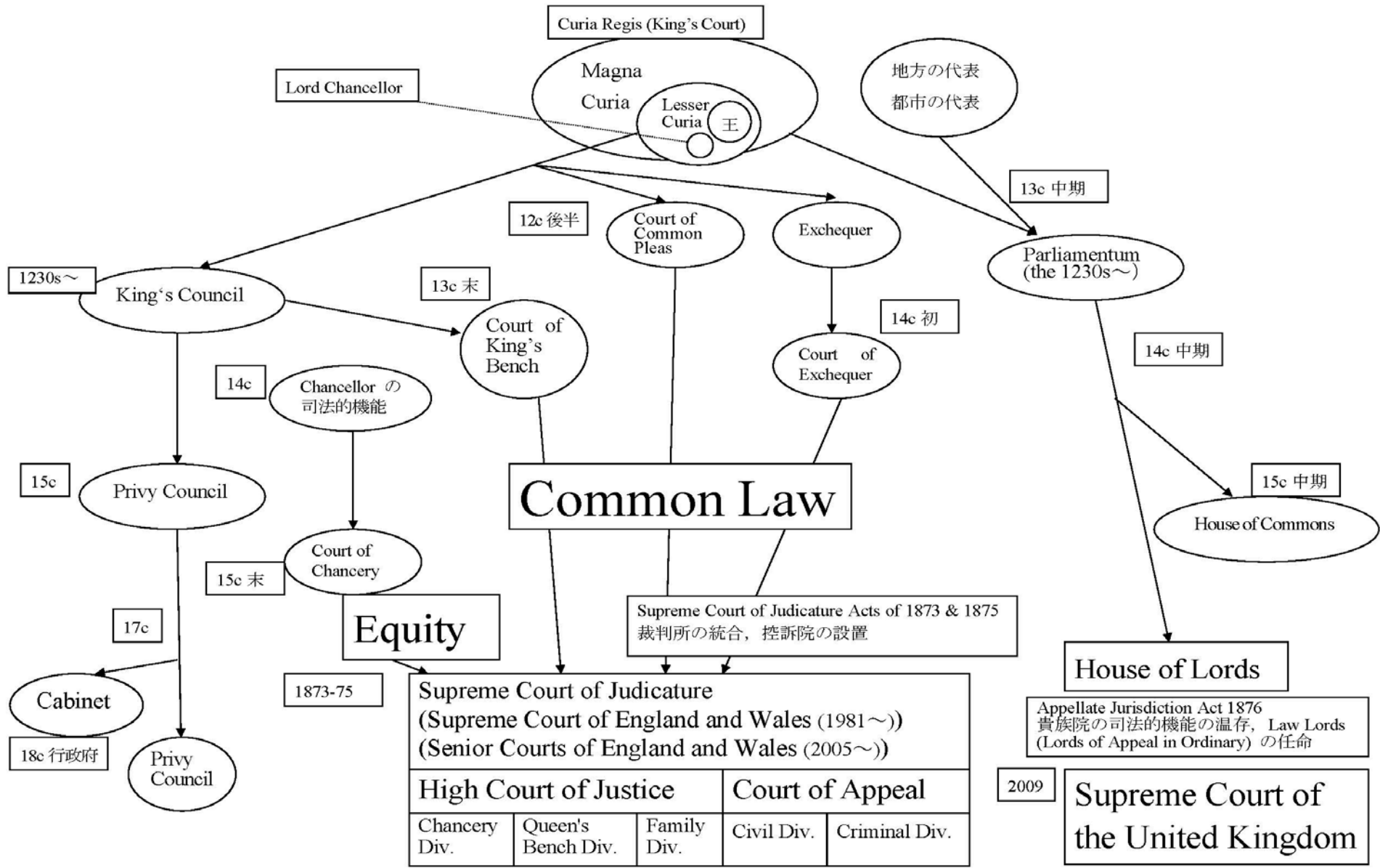
This announcement is not intended to affect the use of precedent elsewhere than in this House. — Lord Gardiner's statement in the House of Lords, 26 July 1966.

[Lord Chancellor (Lord Gardiner) and the Lords of Appeal in Ordinary]

制定法主義

憲法第76条③ すべて裁判官は, その良心に従ひ独立して
その職権を行ひ, この憲法及び法律にのみ拘束される。

イギリスの統治機関の歴史（裁判所制度と判例法の生成の経緯，民事に焦点を定めている）



Lord Chancellor / House of Lords

【Lord Chancellor(大法官)の職】

- ◆Keeper of the Great Seal(国璽尚書)
- ◆The Speaker of the House of Lords(～2006.7.4.)
- ◆Minister of the Crown でほぼ確実に Cabinet の構成員(法律問題・憲法問題担当)
- ◆President of the Supreme Court (Senior Courts) (Court of Appeal + High Court)(～2006.4.3.)
- ◆President of the Chancery Division of High Court(～2006.4.3.)(→Chancellor of the High Court)
- ◆最高裁事務局長(裁判官職への任命に際して実質的に中心となる。～2006.4.3.)

【Constitutional Reform Act, 2005(2005.3.24)】

- ◆Lord Chancellor 職は残されたが、貴族院議長職や司法部の地位は他の者に移された。最高裁判所設置;裁判官任命委員会設置。

House of Lords

- ◆背景——19世紀の半ばに、法曹資格がない貴族は裁判に関与しないという慣例ができた。
 - ◆Supreme Court of Judicature Act of 1873(最高法院法)で一旦、貴族院の最高裁判所としての管轄権の廃止を定められていた(1874年の施行予定)が、1874年、政権が自由党(Gladstone首相)から保守党(Disraeli首相)に移ったため、1873年法の施行が延期され、翌1875年のSupreme Court of Judicature Act of 1875で貴族院の司法機能を廃止する規定が削除された。
 - ◆Appellate Jurisdiction Act 1876——Lords of Appeal in Ordinary(常任上告貴族)= Law Lords(法律貴族)の職の新設、1968年～11名、1994年～12名を最大限とする(2009.10のJustices of the Supreme Courtへの移行時も12名)、Lord Chancellor、高位の司法職にあった者とともに、最低3名、通例5名で appellate committee を構成し、最高裁として機能する。
- 【Constitutional Reform Act, 2005(2005.3.24)】
- ◆Supreme Court of the United Kingdomの設置(2009.10)。

訴訟開始令状(original writ)

【Royal Courts】

- ・人民訴訟裁判所(Court of Common Pleas)
- ・王座裁判所(Court of King's Bench)
- ・財務府裁判所(Court of Exchequer)

【Original Writs】(以下, Common Pleasに焦点を当てた説明)

・Royal Courtsで訴訟を提起するためには, 手数料を支払ってChanceryから original writs の発給を得ることが必要 ← Royal Courtsでの手続は例外的に与えられる恩恵(既存の手続として, 領主裁判所, 地方共同体裁判所, 商事裁判所, 教会裁判所, 巡回[巡察]裁判官による巡回裁判があった)。

12世紀末までに、定型的な事件に対しては申立てによって当然に発給される定型令状(writ of course)が揃った。その後も必要に応じて新たな令状が出されたが, 13世紀中期にかけて先例がない令状の発給が控えられるようになり, Provisions of Oxford 1258では, Chancellorが先例のない令状を発給するには, king's councilの同意が必要と定められた。

Common law における訴訟方式 (forms of action)

○事件の事実関係——原告が認識するところ



○訴訟開始令状←大法官府 (Chancery)



○訴答 (pleading: 訴状 (declaration), 答弁書 (plea), 再答弁書, 再々答弁書……)

①Debt (金銭債務訴訟) の declaration において主張されるべき事項

確定額の金銭債務と反対給付; 被告が既に反対給付を現実に受領していること;

債務不履行 (The Breach); 損害額 (The Damages)

②Covenant (捺印契約訴訟) の declaration において主張されるべき事項

捺印証書の作成; 約束の内容; (停止条件の成就); 約束の不履行; 損害額



○審理方法

[次スライド]

訴訟方式 (forms of action)

○審理方法

◆土地の所有権(単純封土権 fee simple)をめぐる訴訟——原則として決闘(champion の利用可), 被告の選択によって grand assize

◆金銭債務訴訟, 動産引渡請求訴訟(detinue)——雪冤宣誓(compurgation; wager of law——被告が自分に金銭ないし動産を支払う・引渡す債務がないことを宣誓し, 11人の宣誓補助者が被告の宣誓の信憑性を肯定する証言をすれば被告が勝訴した。)

◆捺印契約訴訟—陪審など



○判決(の効力)

◆損害賠償を命じるか現実の履行を命じるかなど。

◆強制執行の対象となるものは何か(動産に限られるか, 不動産も含まれるか, など)

◆訴訟開始令状の選択で規定される訴訟の類型のことを訴訟方式(forms of action)という。

Common Law

- ◆Royal courtsが確立する前から存在した領主裁判所，地方共同体裁判所，商事裁判所，教会裁判所は，地域によって，当事者の身分によって手続・法が異なった。
- ◆Royal courtsでは，laws and customs of England, the law and custom of the realm, general custom of the realm(イングランド／王国の法と慣行)が行われるものと主張され，認識された。
↓
- ◆general custom common to the whole land 王国共通の法
↓
- ◆Common Law ――Royal courts が形成した法をコモン・ローと呼ぶようになった。

Equity

(i) 大法官 (Lord Chancellor) の司法機能 (14世紀) — 大法官府裁判所 (Court of Chancery) の成立 (15世紀末)

- ・13世紀末, コモン・ローの硬直化

(例) 捺印証書の効力の絶対視 (詐欺・強迫によって作成されたものであったり, 既に履行されたりしていても, 証書中の債務の履行が強制された; 当事者尋問の否認。

- ・社会の混乱のためや, 相手方が権力や金銭力を利用して陪審や裁判官に圧力をかけるために, 適切な救済が得られない。

- ・令状の体系の固定化 → コモン・ローにおいて適切な救済が与えられない。

⇒ 国王または国王評議会 (King in Council) に宛てて, 救済を求める請願・申立て (petition) がなされる

← コモン・ロー裁判所成立後も国王や国王評議会に裁判権は残存していると考えられた。

Equity

- ・その申立ての処理は大法官に付託される
 - ← ① 国王評議会の代表者と考えられた
 - ② コモン・ロー裁判所における訴訟の開始に必要なoriginal writを発給するChanceryの長で、コモン・ローの実務に通じていた。
- 後に、申立ては大法官および国王評議会宛に、そして14世紀末までに申立ては直接大法官宛になされるようになった。
- ・大法官は、当初は、King in Councilの名で、後(1474)には、みずからの名前で救済を与える命令を出すようになる)。
- ・大法官は、当事者に対する尋問を通して、法律行為や書面の背後にある当事者の意図や状況を調べた
 - ←大法官は、Thomas Wolsey(1515～1529)まで、一貫して聖職者の出身であり、懺悔聴聞の経験が豊かであった。ちなみに、Wolseyの次の大法官はThomas More(1529～1532)。

Equity

- ・大法官は、救済を与えるべきと判断すれば、被告のコモン・ロー上の権利を否定することなく、良心と公平との名において(in the name of good conscience and equity), 妥当な救済を与える命令(decree)を被告に対して出した
 - ・恩惠的に, 個別的に, 裁量的に, 対人的に。
 - ・エクイティは対人的に働く〔Equity acts in personam.〕
 - ・特定履行命令 (specific performance) と 差止命令 (injunction) — 命令に従わない場合には裁判所侮辱罪 (contempt of court) で, 被告が命令に服従する心証が得られるまで拘禁したり, 罰金を科したりした。
- ⇒このような大法官の処理が集積してできた判例法がエクイティ(equity)である。

Common Lawのことば

- ① 12世紀以降, 国王裁判所が下してきた判決が集積してできた判例法体系(ないしはそれに由来する判例法体系)という意味. エクイティに対比される.
- ② ①の意味のコモン・ローにエクイティなどを加えた判例法という意味. 制定法に対比される.
- ③ 判例法のみでなく制定法も含めた, 全体としてのイギリス法という意味.
- ④ 英米法系に属する国々の法という意味. 大陸法に対比される.
- ⑤ 教会法に対して世俗の法という意味.

(3) 陪審制度

(a) 概 説

◆陪審の人数と評決の成立に必要な多数

(State Court Organization: <http://www.ncsc.org/microsites/sco/home> 2016.4.による)

- ・ 民事小陪審 (courts of general jurisdiction について)

12人:22州, 8人:3州, 6人:13州, 5人:1州, 12/6人:8州,
12/10人:1州, 12/8人:1州, 8/4人:1州。

全員一致:22州, 5/6:14州, 3/4:12州, 2/3:1州, 5/6 or 3/4:1州。

- ・ 刑事小陪審 (重罪について)

12人全員一致:43州, 12/6人全員一致:3州, 12/8人全員一致:1州,
8人全員一致:1州, その他:2州 (as of May 2013)。

- ・ 刑事大陪審——23人から5人まで多種多様, 必要多数も多種多様。役割についても, CAのように市民のためのオンブズマンの役割を果たさせるところもある。

(3) 陪審制度

◆陪審の起源

9世紀初頭のフランク王国—チャールズ大帝(フランク王国国王在位768-814; 西ローマ帝国皇帝在位800-814)の息子ルイ敬虔王(Emperor Louis the Pious; フランス・ドイツ国王, 西ローマ帝国皇帝在位814-840)が, 向後, 国王の権利は, (何が慣習上の国王の権利であるかについて), 証人の提出によってではなく, その地域のもっとも優れた, もっとも信頼し得る人々の, 宣誓による証言によって確認されるべきことを定める命令を下した(829)。

◆Domesday Book (1085-86)

北部の一部を除いてイングランド全土にわたる土地調査の記録集・土地台帳。王権の確立と国の税源を明確に定める目的で作られた。地方に派遣された調査官が, 地元住民(州長, 百戸邑長, 領主, 聖職者, 隸農・農奴 villein)に宣誓のうえ証言させる方法で土地に関する情報(名称, 保有者, 面積, 鋤, 自由人の人数, 隸農・農奴の人数, 価値)を収集した。

米国民事訴訟手続の概要

○訴状 (complaint) の裁判所への提出 ; 裁判所による呼出状 (summons) の発行



○訴状・呼出状の被告への送達 (service) (または呼出状送達の省略 [= 免除] の依頼の郵送)

呼出状の文面 (要旨)

あなたに対して訴訟が提起されました。この呼出状があなたに対して送達された後21日以内に、あなたは、添付の訴状に対する答弁書または[訴えの却下を求める] 申立書を原告に送達しなければなりません。もし、あなたがその対応をしなければ、訴状で請求された救済についてあなたが敗訴の欠席判決が下されることになります。併せて、答弁書または申立書を裁判所に提出することも必要です。

米国民事訴訟手続の概要

呼出状送達の省略〔＝免除〕の依頼の文面（要旨）

あなたに対して訴訟が提起されました。訴状の写しを添付しています。この書面は呼出状や裁判所からの正式の通知ではありません。これは、費用節約のために、あなたが正式の呼出状送達を免除するよう求める依頼状です。費用を節約するためには、本状の発信日から〔 〕日（30日以上）以内に、同封の免除書面に署名のうえ、返送して頂く必要があります。

あなたが免除書面に署名のうえ返送して頂ければ、わたしはそれを裁判所に提出します。その場合には、免除書面が提出された日に呼出状送達があった場合と同様に訴訟が進行します。あなたは、本状の発信日から60日以内に訴状に対する答弁[答弁書または申立書の送達・提出]をする必要があります。



○21日（60日）以内に答弁書（answer）または訴えの却下を求める申立てがなされないとき→欠席判決（judgment by default）の申立て

米国民事訴訟手続の概要



○訴えの却下を求める申立て(事物・対人管轄権の欠如; 裁判地の不適正; 訴状・呼出状の不適切; 送達の不適切; 救済が与えられうるような請求の原因を主張していないこと(motion to dismiss for failure to state a claim upon which relief can be granted; demurrer)) → 訴えの却下



○答弁書の原告への送達, 裁判所への提出 → 事実・法律問題について争う。



○開示手続(depositions(証言録取書); written interrogatories(質問書); production of documents or things or permission to enter upon land or other property(文書・物件の提出, 土地等への立入許可); physical and mental examinations(身体検査・精神学的検査); requests for admission(自白の要求))

両当事者は一定の事項について自発的に開示をすることが求められる(required disclosures[義務的開示])

米国民事訴訟手続の概要



○略式判決(summary judgment)の申立て——書面証拠によって主要事実に
関する争いが現実には存在しないthere is no genuine dispute as to any
material fact ことが証明でき, その争いのない事実に法を適用すると当然に
自分が勝訴することを主張できる場合に認められる。



○事実審理前協議(pretrial conference)



○事実審理(trial)(陪審が用いられる場合)

陪審の編成

冒頭陳述(opening statement)

証拠調

原告の主たる証明(case in chief)

米国民事訴訟手続の概要

原告の主たる証明 (case in chief)

原告側証人① 直接尋問 (direct examination) → 反対尋問 (cross examination) → 再
直接尋問 → 再反対尋問 [直接尋問における誘導尋問 (leading questions) の禁止]

原告側証人 ②……………

原告の主たる証明の終了 (rest)



○法律上当然の判決 (judgment as a matter of law) ; 指図評決 (directed verdict)
); 訴えの却下 (nonsuit; involuntary dismissal) を求める申立て



被告の主たる証明 (case in chief) [法律上当然の判決を求める申立て]

原告の反証 (rebuttal) [法律上当然の判決を求める申立て]

被告の反証 (surrebuttal / rejoinder) [法律上当然の判決を求める申立て]

最終弁論 (closing argument)

原告 → 被告 → 原告

米国民事訴訟手続の概要



○陪審に対する説示 (charge; instruction)



○陪審の評議 (deliberation)



○評決 (verdict) — general verdict / special verdict



○判決の登録 (entry of judgment)



○法律上当然の判決を求める再度の申立て (renewed motion for judgment as a matter of law) ; 評決無視判決を求める申立て (motion for judgment notwithstanding the verdict; judgment non obstante veredicto; judgment n.o.v.)

○再審理の申立て (motion for a new trial)

(3) 陪審制度

(b) 陪審制の影響

(イ) 法の難解化の防止——法に素人の陪審が理解できる法。

(ロ) 集中審理——陪審員が期間をあけて何回も出頭することは困難，また，記憶の低下や外部からの影響を防ぐ必要から，事実審理は集中して実施。

(ハ) 開示手続の発達——当事者に対する不意打ちを防止し，十分な準備を可能にするため，開示手続などが発達。

(ニ) 訴答・略式判決・指図評決・評決無視判決等の手続——陪審審理を不必要に開くことを避けるための手続や，陪審の認定が合理性の枠内にとどまるよう裁判所がコントロールするための手続が発達。

(ホ) 法廷技術の発達——証人に対する反対尋問の技術など法廷技術が発達。

(ヘ) 証拠法の発達——陪審による誤った証拠の評価を回避するため，伝聞証拠等，一般に信憑性が低いとされる一定種類の証拠の提出を禁じる証拠法則が発達。

(3) 陪審制度

(c) Jury nullification (陪審による法の無効化)

陪審が、裁判官の説示によって示された法自体を不正であると判断するか、あるいは被告人に対してそのような法を適用すれば著しく正義に反すると考える場合に、有罪とする事実があるにも拘らず、被告人を無罪釈放すること。

陪審制の意義は、社会一般の価値観や正義感を裁判制度に反映させること、とする見解によっては支持される。

(4) 連邦制——州による法の違い: 代理母

◆代理母 (Surrogate mother) ——18州が法律を制定している。

- ①代理母契約を無効で強制的実現不可とした上で、報酬付のものに刑罰(当事者:1万ドル以下の罰金, 1年以下の自由刑, 当事者以外:5万ドル, 5年)を科す州(MI)
- ②無効で強制的実現不可とするとともに、報酬付のものに民事罰(civil penalty≡過料)を課す州(NY: 当事者:500ドル以下, 当事者以外:1万ドル以下)
- ③無効で強制的実現不可とする州(e.g. IN)
- ④相当な費用(expenses)支払付のものを合法化している州(e.g. FL)
- ⑤相当な報酬(compensation)付のものも有効とする州(e.g. IL, NV)

代理懐胎(代理母・借り腹): 厚労省専門委報告2000.12

代理懐胎(代理母・借り腹)	
代理母 (サロゲートマザー) traditional surrogacy	妻が卵巣と子宮を摘出した等により、妻の卵子が使用できず、かつ妻が妊娠できない場合に、夫の精子を妻以外の第三者の子宮に医学的な方法で注入して妻の代わりに妊娠・出産してもらう
借り腹 (ホストマザー) gestational surrogacy	夫婦の精子と卵子は使用できるが、子宮摘出等により妻が妊娠できない場合に、夫の精子と妻の卵子を体外受精して得た胚を妻以外の第三者の子宮に入れて、妻の代わりに妊娠・出産してもらう

	精子	卵子	医療技術	妊娠・出産
代理母	夫	代理母	人工授精	代理母
借り腹	夫	妻	体外受精・胚移植	代理母

(4) 連邦制——州による法の違い: 医師による自殺幫助

◆医師による自殺幫助——末期状態にある患者に対する致死的薬物の処方・投与)

①刑法中の自殺幫助規定の適用によって禁止する州 (NY 1997)

②法律で許容する州 (OR 1997, WA 2008, VT 2013, CA 2015, CO & DC 2016, HI 2018, NJ & ME 2019), 判例で許容する州 (MT, 2009)

[なお, 治療中止を求める権利は, 憲法上の権利または判例法上の権利として確立されている。Cruzan v. Director, Missouri Department of Health, 497 U.S. 261, 110 S.Ct. 2841 (1990)]

合衆国50州(+DC)名と省略表記

State/District	Abbreviation	Postal Code						
Alabama	Ala.	AL	Kentucky	Ky.	KY	North Dakota	N.D.	ND
Alaska	Alaska	AK	Louisiana	La.	LA	Ohio	Ohio	OH
Arizona	Ariz.	AZ	Maine	Maine	ME	Oklahoma	Okla.	OK
Arkansas	Ark.	AR	Maryland	Md.	MD	Oregon	Ore.	OR
California	Calif.	CA	Massachusetts	Mass.	MA	Pennsylvania	Pa.	PA
Colorado	Colo.	CO	Michigan	Mich.	MI	Rhode Island	R.I.	RI
Connecticut	Conn.	CT	Minnesota	Minn.	MN	South Carolina	S.C.	SC
Delaware	Del.	DE	Mississippi	Miss.	MS	South Dakota	S.D.	SD
District of Columbia	D.C.	DC	Missouri	Mo.	MO	Tennessee	Tenn.	TN
Florida	Fla.	FL	Montana	Mont.	MT	Texas	Tex.	TX
Georgia	Ga.	GA	Nebraska	Nebr.	NE	Utah	Utah	UT
Hawaii	Hawaii	HI	Nevada	Nev.	NV	Vermont	Vt.	VT
Idaho	Idaho	ID	New Hampshire	N.H.	NH	Virginia	Va.	VA
Illinois	Ill.	IL	New Jersey	N.J.	NJ	Washington	Wash.	WA
Indiana	Ind.	IN	New Mexico	N.M.	NM	West Virginia	W.Va.	WV
Iowa	Iowa	IA	New York	N.Y.	NY	Wisconsin	Wis.	WI
Kansas	Kans.	KS	North Carolina	N.C.	NC	Wyoming	Wyo.	WY

(4) 連邦制——国のあり方

- ◆unitary state (単一国家)
- ◆federal state (連邦国家)——国法(米国の場合は合衆国憲法)上の国家の結合, 連邦の法は各 state の国民にも直接効果を及ぼす。
- ◆confederation of states (国家連合)——条約に基づく諸国家の平等な結合, 諸国家の関係は国際法上の関係]
- ◆“Federal”のことは——中央集権的／地方分権的
- ◆「連邦(federal)」の言葉＝「合衆国(United States)」と同じ意味で用いられることが多い。

(4) アメリカの連邦制

① 州が第一次的統治権を持つ

◆制度的にも——連邦は合衆国憲法によって州から委譲された権限のみを行使できる。州の統治権は一般的，連邦の統治権は合衆国憲法に掲げられたものに限られる。

◆歴史的にも

13州の独立：1776年7月4日。

合衆国 (The United States of America) の成立：合衆国憲法の発効日——1788年6月21日（合衆国憲法が必要な邦の承認を得て成立した日）

（合衆国憲法が憲法制定会議で可決された日＝1787年9月17日）

（国家連合であるアメリカ連合を成立させた連合規約が大陸会議で可決された日＝1777年11月15日，連合規約がすべての邦の批准を受けアメリカ連合が成立した日＝1781年3月1日）

(4) アメリカの連邦制

- ② 法の形成という面で見ると、実体法については、一般刑法や民法や商法の分野などは合衆国(連邦)にそれを形成する権限が与えられておらず、州の議会や裁判所によって形成された州法が適用される。

もっとも、刑法の領域でも、麻薬事件、密輸事件、郵便事件などについては連邦の刑法の適用があり、その執行のための連邦刑訴がある。

民事については、連邦法事件および州法が適用される事件について連邦裁で処理される場合があり、その関係で連邦民訴がある。

なお、憲法については、州憲法もある(念のため)。

合衆国(連邦)が扱うことができるためには、合衆国憲法上の権限(たとえば州際通商・歳出権限・郵便権限)の根拠が必要。